

各支部寄附申込金内訳

支部	寄附申込金	拂込金
沼津支部	一、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
橋場支部	三三三、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
龜戸支部	二〇四、〇〇〇	八一、〇〇〇
請地支部	三四二、〇〇〇	二九九、五〇〇
沼津第二支部	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
赤羽支部	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
川崎支部	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
保上ヶ谷支部		
平塚支部		
吾嬭支部		
友禪工支部		
八王子支部		
計	二、〇四九、〇〇〇	九七〇、七〇〇

組合員にして日本労働會館建設委員左の如し

- 建設委員長 松岡 駒吉
- 建設委員 大越 半忠
- 建設委員 富田 繁藏

- 委員 山田 重太郎 後藤 熊吉 荒井三男 藤
- 山田 金三郎 松本 春治 高橋 茂

被給與者は労働契約によりて雇用せられたる年齢十五歳以上の被用者をいふ

第二條 雇用者は被用者一人につき毎月金壹圓の割合を以て給與基金を國庫に納付すべし

第三條 國庫は雇用者の納付すべき給與基金と同額を負担す

第四條 失業手当給與に關する一切の事務は内務省の所管として費用は國庫負擔とす

第五條 被給與者にして失業し法定の條件を充し資格を失せざる者は失業手当給與金を受くる権利を有す

第六條 補給與者一人の受くる一日の手當は五十錢とす

第七條 失業手当受價のための條件左の如し

- 一 一ヶ年以上合理的業務に服したること
- 一 全失業をなせること
- 一 被給與者が労働能力を有すること
- 一 被給與者が眞に求職しつゝあるにも拘はらず適當なる職業につく能はざること

第八條 本法は昭和五年六月一日公布すると同時に施行し昭和七年五月三十一日までその効力を有す

六、修養團排撃の件

日常闘争に通じて強力に行つて来た。

七、操短擴張反對闘争の件

紡績労働者の本質的問題である操短反對闘争に對してはビラ、ポスターを以て全紡績労働者の反對闘争参加を宣傳

村上 正雄 出口 小一郎 佐藤 悦保
朝井 金藏

四、寄宿舎改善に關する件

寄宿舎制度は、繊維工業特有のものである支組合は日常の闘争題目として、争議の場合は必ず要求の重要な一項目として、其改善に努力して来た。關東紡半塚工場の争議に於て、悪舎監を遣ひ拂ひ或は外出の自由その他を獲得し一〇〇%の効果を擧げ得た。組合は機會ある毎にその實行に努力して来たのであるが、紡績會社は寄宿舎制度を、又重要な事として居るので、容易に目的を貫徹する事が出来な。一方關東同盟或は總同盟大會の議案として、嚴厲に訴へ或は監督官廳の監督徹底等にも働きかけた。

五、失業保險法定運動の件

關東同盟大會及總同盟全國大會に於て高場一致可決され全國的に要求運動が起されてゐる一方、社會立法制定即進委員會及社會民衆黨と協力して、政府當局に對し制定を迫り、第五十八議會に對し社會民衆黨代議士西尾、片山兩氏を通じて左の如き法案を提出したのであるが、舊平價基金に依る財界の大恐慌、失業者の激増等その責任の一切を負はなければならぬ政策内閣は、失業政府に對し何等の責任も、之を遂に掘り出してしまつたのである。

失業給與法案（社會民衆黨立案）

し、同時に昭和五年十月の關東労働同盟大會に於て第五十一致の決議を以て對外的運動の火蓋を切り、越えて同年十一月に大阪に於て開かれたる總同盟全國大會には大阪紡績京都紡績各労働組合の協力を得て、その決議を以て、大日本紡績聯合會に嚴重なる抗議をして其徹底を迫り、一方政府に對しては、内務大臣に對し左の決議文を送り操短の不法に對し適當なる處置に出すべきを抗議的に進言し同時に、社會局長官を訪問して、操短擴張が矢次早やに行はれてゐるに對し不可分の關係にある、工場法第三條の除外例を當然と認めぬる如きは不當である。社會局は速かに此の工場法第三條除外例の撤廃すべきを請問的に進言した。

決議

日本労働總同盟紡績労働組合は、紡績聯合會に於て決議せる、三割四分の操短擴張は、労働者をして徒らに、失業と生活の不安に陥れ入れつゝあるに不拘、政府は之に對し何等の對策もなく傍觀するは、我等紡績労働者をして死地に追ひやらんとするものに外ならず。政府は此の際工場法第三條の除外例を撤廃し或は適當なる處置に出すべきを當然と信ず。

右決議す
昭和五年七月

日本労働總同盟
紡績労働組合